

九州年号について

2021.2.22 藤代歴史愛好会 石山博

各地の寺や神社、あるいは古文書などいろいろな記録に古代天皇家の正史である「日本書紀」にはない「年号」がみつかっています。これらの年号を記す資料としては「二中歴」「本朝皇代記」「和漢春秋暦」「建長寺年代記」「麗気記私抄」「王代年代記」「勝山記」「海東諸国紀」「宝光寺年代記」「和漢合運図」「和漢合符」「三国合運」「和漢年代記」「王代記」「年代記」「建仁年代記」「如是院年代記」「襲国偽僭考」「興福寺年代記」「続群書類従本『善光寺縁起』」など各種、多数あるとされています。

たとえばその中の「襲国偽僭考」は、江戸末期の国学者「本居宣長」の弟子の「鶴峯戊申つるみねしげのぶ」という人物の著した書物で、その中にこれらの年号を列記している部分があり、彼はそれを「『九州年号』と題した古写本より引用したものである」旨の記述をしています。（しかしその古写本自体は現存していないとされています。）

また、熊本県で江戸時代に学者が作ったものを集大成した『肥後国誌』や『久留米史料叢書第六集』（久留米藩が江戸時代（寛文年間）に領内の各神社等に、それぞれの由緒を書き出すようにと通達を出し、各神社等が来歴を書いた手紙、公式文書を収録したもの）などがあります。

以上のような各種の書物に出ている「年号」には、異なる系統の種類の年号がいくつか確認されていてやや混乱がありますが、今「九州年号群」がもっとも原形を留めているらしいとされてる「二中歴」では、五一七年の「継体」から始まり、七〇一年の「大宝」まで続きます。しかし、従来「実在性」に強い疑いがもたれていました。（参考資料参照）

解説：鶴峯 戊申（つるみねしげのぶ、天明8年7月22日（1788年8月23日） - 安政6年8月24日（1859年9月20日）とは江戸時代後期の国学者である。「襲国偽僭考」は、倭人の邪馬台国などの倭国は記紀の熊襲であり、卑弥呼はその国の女酋（女首長）であるという。また熊襲の国を襲国といい、その元号の痕跡が『麗気記私抄』、『海東諸国記』、『如是院年代記』などにあるとして、九州年号としてまとめた。しかし、これらが金石文として出土した例はなく、一般には後世の偽作と考えられる。

「九州年号」に対する「疑い」について

「年号」についての、私たちの「常識」（「知識」）では、「年号」と言えば「天皇家」の「公布」するものであり、「それ以外」の「権力者」による「年号」など、「念頭」にもないと思われます。そして、「年号」の最初というものは、「孝徳天皇」の時代の「大化」（六四五～六四九）であり、「白雉」（六五〇～六五四）と続き、その後断絶したものの、「一年間」だけの「朱鳥」（六八六）を過ぎて、「大宝」（七〇一）に続き、そこからは「現在」まで、連続している。というのではないのでしょうか。

これは（戦後の）「現代人」の一般的と言うには余りに「明白」な「年号」についての「教養・知識」と思われます。

このように、一般には「年号」というものについては、完全に固定的」観念が出来上がっており、それを「揺るがないもの」と信じ込んでしまっているように思えます。

しかし、そのような「常識」は実は「明治」以後のものであり、それ以前はそうではありませんでした。

多くの学者達が（「鶴峯戊申」、「貝原益軒」、「新井白石」等々）、「天皇家の史書に見えない年号」が存在していることに気づき、そのことについて各々が論じ、書物を著すなどの活動をしていたのです。かえって「江戸時代」の方が「思想」の羽は大きく広げられていたように思えます。しかし、「明治維新」以後こうした傾向はなりを潜めてしまいます。「万世一系」と表現されるように「天皇家」は「古代より」日本列島の代表者であり、「年号」を公布出来る「唯一」の「公権力者」である。という、学問とは別の世界の「明治政府」の（皇国史観）により、これらの「古代年号群」は後代に「偽作」された「偽年号」であるとされ、学問の対象にもされなくなってきました。

この流れは、その後も「政府」（国家）の中心的思想として継続、発展され、その思想により「昭和」になって「戦争」が遂行されることになるにも一役買ったとも言われ、「天皇」の「神聖性」、「天皇家」の「神聖性」の樹立とその拡大の果ての「信仰」につながっていきました。

思想的には、右も左も、戦前も戦後も、「天皇の神聖性」を疑わない、という立場は共通でした。「歴史学」も「考古学」も「倫理学」も「経済学」も「近畿天皇家一元史観」という共通の基礎の上に立った議論が展開されてきていたのです。

しかし、ついに「現代」に至り、これらとは別の思想的根拠の中から、新たにこれらの年号群についての学的研究が行われ、それにより新しい見解が得られつつあります。

従来これらの年号についての研究（江戸時代以前からも含め）は大きく分けて三つの立場からのものでした。

- ①ひとつは「天皇家」が公布したという記録はないが実際には公布され、使用されていた「逸年号」である（公布したのは天皇家である）というものです。
- ②ふたつめは、天皇家が使用したものではなく、豪族などが領地内に使用させていた「私年号」であるという見解です。
- ③三番目は「僧徒」などが実際には使用されていなかったにも関わらず、使用されていたように見せかけた「偽」の「年号」である（偽年号）という見解です。

「新井白石」などは第一の立場のようです。「新井白石」は、水戸藩の知人「安積澹泊（あさかたんぱく）」という人物宛の書簡で次のように問い合わせています。

「朝鮮の『海東諸国紀』という本に本朝の年号と古い時代の出来事などが書かれていますが、この年号はわが国の史書には見えません。しかしながら、寺社仏閣などの縁起や古い系図などに『海東諸国紀』に記された年号が多く残っています。干支などもおかた

合っているので、まったくの荒唐無稽、事実無根とも思われません。この年号について水戸藩の人々はどのように考えておられるのか、詳しく教えていただけないでしょうか。その時代は文字使いが未熟であったため、その年号のおおかたは浅はかなもので、それ故に『日本書紀』などに採用されずに削除されたものとも思われます。持統天皇の時代の永昌という年号も残されていますが（那須国造碑）、これなども一層の不審を増すところでございます。」（『新井白石全集』第五卷二八四頁）

解説：安積 澹泊（あさか たんぱく、明暦2年11月13日（1656年12月28日） - 元文2年12月10日（1738年1月29日））は、江戸時代中期の儒学者。諱は覚、字は子先、幼名は彦六、通称は覚兵衛、号は澹泊、澹泊斎、晩年は老圃、老圃常山、老牛など。

物語『水戸黄門』に登場する渥美格之進のモデルとされている。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

解説：『海東諸国紀』（かいとうしょこくき、朝鮮語: 해동제국기）は、李氏朝鮮領議政（宰相）申叔舟（しんしゅくしゅう、シン・スクチュ）が日本国と琉球国について記述した漢文書籍の歴史書。1471年（成宗2年）刊行された。これに1501年（燕山君7年）、琉球語の対訳集である「語音翻訳」が付け加えられ現在の体裁となった。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

解説：永昌元年（689年）、那須国造で評督に任ぜられた那須直葦提（なすのあたいてい）の事績を息子の意志麻呂らが顕彰（けんしょう）するために、700年に建立されたものである。一般的には、「永昌」という元号は唐のものであるが、日本の元号は686年に天武天皇の崩御により701年の大宝まで停止されていたため、唐の元号を使用したと考えられている。（これは冊封か？）

【那須国造碑 銘文】

永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須国造追大壹那須直葦提評督被賜歲次庚子年正月二壬子日辰節珍故意斯麻呂等立碑銘偲云尔仰惟殞公廣氏尊胤国家棟梁一世之中重被貳照一命之期連見再甦碎骨飛隨豈報前恩是以曾子之家无有孺子仲尼之門无有罵者行孝之子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香助坤作徒之大合言噉字故無翼長飛无根更固

解説：冊封（さくほう）冊封国については、毎年朝貢、中国の元号・暦（正朔）を使用することなどが義務付けられ、中国から出兵を命令されることもあるが、その逆に冊封国が攻撃を受けた場合は中国に対して救援を求めることができる。（部分）

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

というように、新井白石は「逸年号」、つまり実際に天皇家が使用させていたのだが、「書紀」が記載の際に落としたのだという見解のようです。これに対し宇佐八幡宮神祇の「卜部兼従」によると「八幡宇佐宮繫三」（一六一七年成立）の中で、「文武天皇元年壬辰（じんしん）大菩薩震旦より帰り、宇佐の地主北辰と彦山権現、當時（筑紫の教到四年にして第廿八代安閑天皇元年なり、）天竺摩訶陀國（まかだこく）より、持来り給ふ如意珠を乞ひ、衆生を済度せんと計り給ふ、」と書いています。

この中では「筑紫の教到四年にして」という言い方がされており、「教到」という年号が「筑紫」という地域に関連するもの、という彼の認識を示しています。これは先に挙げた三つの立場の中では第二の立場（「私年号」である）というものに近いと思われます。

また「本居宣長」の著書「玉勝間（たまがつま）」には以下のような文章があります。

「『體源抄（たいげんしょう）』（豊原統秋著）に丙辰記ニ云ク、人王廿八代安閑天皇ノ御宇、教到六年（丙辰歳）駿河ノ國宇戸ノ濱に、天人あまくだりて、哥舞し給ひければ、周瑜が腰たをやかにして、海岸の青柳に同じく、廻雪のたもとかろくあがりて、江浦の夕への風にひるがへりけるを、或ル翁いさごをほりて、中にかくれゐて、見傳へたりと申せり、今の東遊（アズマアソビ）とて、公家にも諸社の行幸には、かならずこれを用ひらる、神明ことに御納受ある故也、其翁は、すなわち道守氏とて、今の世までも侍るとやいへり」。以上のように「東遊（アズマアソビ）」の起源として『體源抄（たいげんしょう）』の記事を引用したのですが、この中に「教到六年」（丙辰、五三六）という年号が出て来ます。「宣長」はこの年号について何もコメントを記していないため、態度不明ですが、「偽年号」とは思っていないようです。

しかし、彼は、彼の別の著書である「馭戎慨言ぎょじゅうがいげん」の中で「筑紫なりしもの」が「姫尊」（神功）の名を偽って使った、としています。つまり、「邪馬台国」女王の「卑弥呼」が「魏」との間に行った交渉は「九州筑紫」の豪族が倭王であるかのように「装った」ものである、と言っています。

この見方は逆に言えば、そう考えるしか論理的に整合し得ない部分があったということで、それは「倭国」情報と国内資料「古事記」「日本書紀」との間に食い違いがあったからだと考えられます。

この点については彼の弟子の「鶴峯戊申」の「襲国偽僭考」もこの考え方に近いものです。彼は「襲」つまり「薩摩」の国の女酋長が「倭国の女王」を僭称して偽の国と交渉したのだ、と言う主張です。ですから、いわゆる「九州年号」はその「襲」を中心とした領域で使用されていた。と言うものであり、「私年号」という主張になると思われます。

他にも、関東の足利氏等が年号を作って使っていたのが明らかになっています。当時（鎌倉、室町）に関東一円で実際に使われていたのです。研究者の中には問題となっている年号群についてもこれと同じもの、と言う考え方があり、この場合は「私年号」に当たる、と言う立場です。

解説：馭戎慨言（ぎょじゅうがいげん/からおさめのうれたみごと）は、本居宣長による歴史書。江戸時代以前の日本外交史について記述している。2巻4冊。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

第三の立場に近いものとしては、筑前黒田藩の儒者「貝原益軒」（一六三〇～一七一四）がいます。彼はその著書「和漢名数」「続和漢名数」において、わが国における年号の始まりについて論じています。

益軒はの中で、俗間では大寶年号以前に「善記」や「僧聴」等の年号があったと言い伝えられているが、それらは虚妄であり信じることはできないと、九州年号＝「偽年号」であるという見解を示しています。もっとも、そう判断する根拠や論証は記されていません。『続和漢名数』（元禄五年、一六九二成立）でも、これらの「偽年号」は浮屠ふと（仏教僧侶）が「妄作もうさく」したものとしています。

これに対し明治二十五年（一八九二）に京都市で刊行された広池千九郎（ひろいけ ちくろう）編『日本史学新説』に以下の論文が載せられています。

「今泉定介いまいずみ さだすけ」による「昔九州は独立国にて年号あり」いうものと「飯田武郷いいだ たけさと」の「倭と日本は昔二国たり・卑弥呼は神功皇后に非ず」です。「今泉」の論文はその基礎となる資料が「鶴峯戊申」が見たという「九州年号」という表題を持つ古写本と同一のようであり、彼はそれを明治中頃に見たとしています。また、「飯田武郷」はその論文中で「上古彼史にて倭と云は我皇国に非ること断然明也」と主張しています。

つまり、「倭国」とは「我が国」ではなく、言い換えると古代に「我が国」以外に「倭国」があり、「二国」が存在していた、という主張です。このような主張をしていた彼らですが、その直前に「大日本帝国憲法」発布（明治二十二年）や「教育勅語」の制定（同二十三年）によって、明治政府が「天皇家一元論」という「イデオロギー」を推進し始めているわけであり、彼らもその思想の「波」に飲まれ、以降はそれらの論文とは別の立場として著述・出版・教育などに活躍することになります（つまり主張を変えてしまった）、これらの論文等は、「九州は独立国」、「倭国は『我皇国』とは別の国」、という一種「異端」の見解が「明治」に存在していたという事実を示しているのです。

解説：廣池 千九郎（ひろいけ ちくろう、1866 年（慶応 2 年）3 月 29 日 - 1938 年（昭和 13 年）6 月 4 日）は、日本の法学者、歴史学者、道德教育者。モラロジー（道德科学）の提唱者。道德科学専攻塾の創立者。出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

解説：今泉 定助（いまいずみ さだすけ、文久 3 年 2 月 9 日（1863 年 3 月 27 日） - 昭和 19 年（1944 年）9 月 11 日）は、宮城県白石市出身の神道思想家。神宮奉斎会会長。日本大学皇道学院院長。東洋文化研究所講師。前名は定介（さだすけ）、号は竹の屋主人[1][2]。出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

解説：飯田 武郷（いいだ たけさと、文政 10 年 12 月 6 日（1828 年 1 月 22 日） - 明治 33 年（1900 年）8 月 26 日）は、幕末・明治期の国学者。東京大学教授。48 年かけて執筆した『日本書紀』の注釈書「日本書紀通釈」70 巻を完成させた。通称は彦介のちに守人、号は蓬室。江戸生まれ。諏訪藩出身、のちに脱藩。出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

「二中歴」について

「九州年号」が記載されている資料はかなりの多数に上りますが、中でも「二中歴」は現在「多元史論者」の多くが、もっとも「確からしい」とする資料であり、この中に出てくる「九州年号群」がもっとも原形を留めているらしいとされています。

この「二中歴」は平安時代の「算博士」「三善為康」（西暦一〇四九～一一三九年）という人が著したもので、「懷中歴」（十巻）と「掌中歴」（四巻）からなる「百科事典」のようなものです。この書は当時のインテリ階級の必携の書物でした。

解説：三善 為康（みよしのためやす）は、平安時代後期の貴族・算道家。大外記・三善為長の養子。大治4年（1129年）1月6日に81歳にして正五位下に叙せられる。『朝野群載』や『二中歴』の元となった『懷中歴』・『掌中歴』など多くの著作を著した。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

後の時代になり、この二つを併せて一つにしたものが鎌倉時代に成立したもので「二中歴」という名称になったものです。なお、この時の「編者」は不明です。

この「二中歴」のなかの「年代歴」と言うところに九州年号が多数書かれた部分があり、各資料を照らし合わせた結果、ここに書かれた「年号群」が一番「信頼性」が高いと考えられるようになりました。

「二中歴」の資料としての信憑性あるいは価値など、いろいろ言われていますが、「年号」だけではなく、他の分野についても資料として引用されている場合があります。

たとえば、「将棋」についての記録が「二中歴」に載っています。これについては「将棋」の歴史についての著書・論文の重要な論証として引用されているようです。

「木村義徳八段」（木村義雄十四世名人の長男）に「持ち駒使用の謎」という著書があります。この本は「将棋の伝来」と「改良」についての年代論が主たるものですが、その中で、「二中歴」に触れている部分があり、「信頼できる資料」と述べています。

著者である「木村八段」は「二中歴」について「編集者の主観的意図や利害関係もないもの」、という評価をしています。また多くの研究者も「平安期」という時期限定ではあるものの「資料」として問題なく使用しているものです。ただし、明治時代に「幸田露伴」が二中歴の中の「平安将棋」の項目について異議を唱えています。

（二中歴の該当部分の記事）

二中歴 第十三博棋歴「将棋 玉将は八方に自在を得る。金将は下二目に行けず。銀将は左右下に行けず。桂馬は前の角より一目を超える。香車は先方に任意に行く。歩兵は一方のみ他行せず。敵の三目に入れば皆金になる。敵玉が一将になればすなわち勝ちとなる。」

「露伴」は「将棋余談」という彼の著書で「古の二中歴より前田家蔵後醍醐天皇時代の写本に至るまで、その間実に二百年の悠久を経、転々書写の際、飛車を叙するの一句、角行を叙するの一句を脱落せるならん」としています。「露伴」は将棋好きで知られ、彼は将

棋の起源の考証をする中で「二中歴」を研究し、その記述に疑問を呈しているのです。

確かに、ここには、「飛車」もなければ「角」もありません。まして取った駒が再利用できるというわけでもありません。現代の将棋を見慣れ、指し慣れているとこの規定で将棋が指せるものが疑問や不安が起きるのもわかります。

しかし、「奈良」「興福寺」から「一九九三年」（平成五年）に出土した駒が、同時に出土した木簡により「一〇五八年」（天喜六年）のものと確認されています。その後「太宰府」や酒田市の「出羽国府跡」からも同時期の駒が出土しており、十一世紀後半にはすでに駒の形、駒の名称などが「二中歴」に書かれた「平安将棋」と同一である事が確認されています。

その後も（それ以前も）各地で将棋の駒の発見が相次いでいますが、「飛車」「角行」は未発見のままであり、このことも「平安将棋」には「飛車」も「角行」もない、という「二中歴」の記述の正しさを表しているようです。

「一九七六年」に発見された「韓国」の「木浦」近くの「新安沖沈没船」からも将棋盤と将棋の駒とがセットで発見されていますが「飛車」「角行」は発見されていません。

このように「二中歴」の記述についての正確さには信頼性が高い事が実証されているのです。この後も「平安大将棋」に関する記述など、「二中歴」が平安時代の初めという時代における貴重な資料としての評価は非常に高いものとなっています。

九州年号の実使用例

以上のように、確認される史料としては「神社」の「縁起録」や「大名家の覚え書き」など各種に亘り、またその地域が日本全国に存在することが調査の結果判明し、これが「九州」だけで使われた「私年号」であるとか、僧徒が創作した「偽年号」であるとかの主張には全く根拠がないことが明白となりました。

このことは「明らか」に「九州」に公権力があり、この「権力者」によりほぼ全国的に使用させていたものと考えるのが妥当であると考えられるものです。この年号を今「九州年号」と呼びます。さらに以下に代表的な使用例をあげてみます。

九州年号の遠距離の使用例

「九州年号」についての「私年号」とか「偽年号」とかの疑いは「広範囲」あるいは「遠距離」の地点である程度「関係」の薄い別個の「資料」に記載されている場合は、それが不当なものであることの証明とされますが、実際にどのような例があるか一部を挙げます。

①「金光」（元年干支は「庚寅かのえとら」）年号について

福岡県の「英彦山」に伝わる「修験道資料」に伝えられている「彦山流記」

「金光七年丙申歳敏達天皇御宇也」愛媛県の「伊予三島神社」に伝わる「伊予三島縁起」

「金光三壬辰扶桑州蝦蟇州流泉州高麗国軍破彼氏子敵亡」

群馬県佐波郡の「角淵八幡神社」の「角淵八幡宮縁起」

「金光庚寅年社秋三五日（後略）」

②「吉貴」（元年干支は「甲寅きのえとら」）年号について

山口県小野田市西須恵村 「万福寺」に伝わる「子持御前縁起」

「推古天皇御宇端正元癸丑年こなる銀鎖岩の上に鎮座し給ふ（己酉の誤りか）」

足引宮は（中略）推古天皇御宇端正元年癸丑十一月十三日午の刻」

福島県福島市森合 「信夫山」に伝わる「黒沼大明神縁起」

「崇峻天皇御時端正二庚戌年六月十五日黒沼大明神ト申（後略）」

滋賀県八幡市 「雲冠寺」に伝わる箱石山雲冠寺縁起

「推古天皇六年（吉貴五年と記す）太子創建」

③「喜楽」（元年干支は「壬申みずのえさる」）年号について

山口県山口市大内御堀 南明山乗福寺の寺社證文

「善光寺如来渡給（中略）欽明天王御治天貴樂元年奉渡者也」

福島県河沼郡会津坂下町 恵隆寺 會津舊事雜考

「邑山上且有塚昔經納經藏云或為喜樂元年欽明天皇十三年壬申」

福岡県三井郡東鯉坂両村 社方開基文書

「欽明天王之御宇貴樂貳年若宮大菩薩建立」

以上は一部ですが、いずれも「地理的環境」が遠距離であって、且つ「相互」の資料に関連がないと考えられるものです。

このように多岐に亘る使用例が確認されており、「私年号」「偽年号」などという言い方には「根拠」がないことが明白となっています。

「大化」と「白雉」

「大化」という年号は多分知らない人がいないのではないかと思います。それほど「学校教育」での「大化の改新」という出来事については繰り返し教えられてきているわけですが、その「大化」というのは「書紀」では「六四五年」に「改元」され、（建元ではなく）そして、「白雉」へとつながっていきます。この「大化」は実は「二中歴」ではその元年が「六九五年」と記されており、「書紀」の「六四五年」とは「五十年」食い違っています。

この場合であれば「書紀」の中で「大化」の後に公的に年号を継続しなかった（「書紀」などに元号を発布した記録を残せなかった）理由が判明します。というのは「大化」からほぼ直接「大宝」へつながることになるからです。

また、「大化の改新」直後に出された「詔勅」や制定された制度の文章などが「八世紀」になってから出された「律令」の文章などに酷似している理由もよく理解できます。つまりこれらのことは実際にはほぼ同時期に起きた出来事だったと思われるのです。

さらに「宮内庁書陵部」に蔵されている「帝皇系譜」（「副題」が「本朝皇統紹運録」というもの）には以下のように「文武天皇」について記載されています。

「文武天皇 白鳳十二癸未（十六日）降誕 大化三二立太子十五 慶雲四六十五崩卅五」

ここに書かれた意味は「『白鳳』十年二月癸未の日に誕生し、『大化』三年二月に十五歳で立太子して、『慶雲』四年六月十五日に崩じ、その時の年齢は三十五歳であったというものです。この文章は「不思議」な文章であり、「即位」の年次が書かれていません。「立太子」の後に「即位」がなければならないはずですが、書かれていないのです。あたかも「即位」しなかったかのようです。

しかし「書紀」によると今度は逆に「立太子」したのがいつのことなのかが出ていません。「持統」から「禅譲」を受けて「即位」したのが「六九七年」とされていますから、「紹運録」とは「立太子」と「即位」が混乱しているように見えます。

ただ、いずれにしても「大化三年」は「書紀」に言う「六四五年」を元年とするものではないことは「明確」です。

解説：本朝皇胤紹運録（ほんちょうこういんじょううんろく）は、天皇・皇族の系図。紹運録・紹運図・本朝帝皇紹運録・帝王御系図・帝皇系譜とも。後小松上皇の勅命により、時の内大臣洞院満季が、当時に流布していた『帝王系図』など多くの皇室系図を照合勘案、これに天神七代と地神五代を併せて、応永33年（1426年）に成立した。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

「書紀」でも「続日本紀」でも「文武」の「即位」は「六九七年」であり、「慶雲四年」（七〇七年）に死去しています。死去した年齢は「続日本紀」では「二十五歳」とされ、逆算すると「立太子」した年齢の十五歳時は「六九七年」となりますから、この年が「大化三年」とされているわけです。このことから「大化元年」は「六九五年」となり、この年次は先に述べた「二中歴」の「大化」の元年と一致します。

また、上の文章には「白鳳」という年号も出てきます。これも「大化」同様「九州年号」と考えられます。ただし、「白鳳年号」は「天智元年（称制元年）」（六六一年）を「元年」とする資料と、「天武元年」を「元年」とする資料と二系統確認されており、やや混乱があるようです。「白鳳十年」を「天智即位」元年の「白鳳」と解すると「六七一年」となり、また「天武元年」を「白鳳元年」と考えた場合は「六八三年」となります。上の「紹運録」の例では「死去」年齢から考えると、「天智元年」の場合の方が近くなりますが（三十八歳となる）、「続日本紀」や他の資料等に書かれた「文武」の死去した年齢は二十五歳とする例が多く、その場合は「天武元年」を「元年」と考えると整合します。

「日本帝皇年代記」によれば「文武」は「白鳳十三年」の「辛酉」の年に生まれたとされており、上のいずれとも違うものの、これが「六七三年」を意味するのであれば「死去」は「数え年」で「三十五歳」となり、上の「帝皇系譜」に一致することとなります。

（死去した年次についても「年代記」には「丁未慶雲四年六月十五日文武天皇崩三十五歳」という表記があり、完全に整合しています。）

この「年代記」に拠った場合、「立太子」したとされる「大化三年」という表記が「矛盾」となると考えられます。「六七三年」生まれであるならば十五歳時は「六八八年」となり、これは「大化」ではなく「朱鳥三年」になります。

「朱鳥」改元時において、「前倭国王」である「薩夜馬」の死去という「事変」が起き（後述）、その後継者としての「皇子」が「幼少」であったため、「皇后」が「称制」することとなったと見られ、それが「持統」即位という事象として描写されていると考えられます。このように「宮内庁」が保有している史料は「九州年号」で「天皇」の即位や立太子が記載されているのです。

解説：「筑紫君」「薩夜麻」（サチヤマ）という人物がいます。この人物は「六六一年」の「百済を救う役」で「唐」軍の捕虜になっていたと考えられ、（これは『書紀』等の倭国側史書に記載されていません）「六七一年」に「唐」の軍隊と同行して帰国したのが初出です。（天智紀にあります）

『書紀』にはその後「六九〇年」（持統四年）九月丁酉（二十三日）に「三十年間」「唐」軍の捕虜になっていた「軍丁筑紫国上陽羊郡大伴部博麻」が「新羅」からの使節に随行して帰還した記事があります。そしてそれに続けて、彼「大伴部博麻」を顕彰する記事があり、その内容は、彼が「六六一年」の「百済を救う役」で捕虜になり、その後同じく捕虜になっていた「筑紫の君薩夜麻」等を解放するために自分の身を売って金に代え旅費とした、という「美談」が書かれているものです。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

解説：称制（しょうせい）は、君主が死亡した後、次代の君主となる者（皇太子等）や先の君主の後が、即位せずに政務を執ること。日本では飛鳥時代に中大兄皇子（天智天皇）と鸕野皇后（持統天皇）の2例が見られるが、どちらも『日本書紀』では一見してほとんど事実上の天皇と同然に記述されている。日本の場合、摂政と似ているが、摂政の場合は天皇が同時に存在しているが、称制の場合は天皇がいない（称制している本人が事実上の天皇か天皇に準ずる存在）のが大きな違いである。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

「白鳳」と「朱雀」

「九州年号」群の中に「白鳳」、「朱雀」という年号があります。この二つの年号に関しては、続日本紀の中の聖武天皇の詔（七二四）の中に出てきます。

（僧の身分確保の件で処置を請うための奏上に対する詔の中で聖武天皇は「白鳳以來。朱雀以前。年代玄遠。」という言い方をしています）

「続日本紀」神龜元年（七二四）十月丁亥朔。治部省奏言。勘検京及諸國僧尼名籍。或入道元由。披陳不明。或名存綱帳。還落官籍。或形貌誌鬘。既不相當。惣一千一百廿二人。准量格式。合給公驗。不知處分。伏聽天裁。詔報曰。白鳳以來。朱雀以前。年代玄遠。尋問難明。亦所司記注。多有粗略。一定見名。仍給公驗。

これなども天皇家では改元したとか公布したとかの記録が一切ありませんが、実際に使用されていたことが分かります。実際に使用されていなかったものを天皇が「詔」の中で「言及」するはずがないのは明白です。

この「白鳳」という年号に関して、「白雉」という年号と同一である、という主張があります。「白雉」は「小瑞」ですが、「白鳳」は「大瑞」であり、「白雉」をいわば「昇格」させて、「白鳳」と称したのである、というのです。しかし、「白雉」という年号も実際にあり（「孝徳朝」）、これは五年間使用されていますが、「白鳳」は二十三年間の長きにわたって使用されています。名称は祥瑞の程度で昇格できても、「年数」の不一致についてはなんの理由付けも出来ていません。明らかに、この二つの年号は実体が異なるのであり、同一視する事は出来ないと思われます。

ちなみに「白鳳」は「天智」に関わるものと「天武」に関わるものと二系統あるとされていますが、ここではその後「朱雀」と連続しているように受け取れますから、「六六一年」から「六八四年」までのものと考えられ、「朱雀」はその後「六八四年」から「六八六年」まで継続したものと考えられています。上の「聖武天皇」の「詔報」の言い方によれば、「以前」にはそのものも含むと考えるのが妥当と思われ、「朱雀以前」というのですから、「六八六年」より以前であり、「白鳳」以来というのは「六六一年」より以後のことと考えると、これはまさに「筑紫君薩夜麻」の治世に重なる期間と考えられます。

そして、「聖武」はこの時代のことは「玄遠」つまり、「暗くて遠い」ということであり、良くわからないぐらい昔である、ということを行っているのです。この時代は、この詔を出している「聖武天皇」の時代から「六十一八十年」程度の過去のこととなります。言ってみれば自分の祖父母の時代程度の過去であり、このぐらいの過去のことが「朝廷」では判らない、ということに「不審」を感じます。

聖武天皇の父は「文武天皇」であり、祖父は「草壁皇子」です。「草壁皇子」はその「生年」が「六六二年」とされ、まさに「白鳳」の始めに当たります。

自分の祖父の代のことでさえも「よく分からない」というのは、朝廷にあってははなはだ不都合なことであろうと考えられます、なぜそのようなことが起きたのか、不思議な感じがします。

それは、「聖武」の王朝と「薩夜麻」の王朝が「異なる」という点が大きいと考えられると同時に、「聖武」の言葉によると「鋼帳はがねちょう」には載っているが「官籍かんじゃく」にはない、と言う事ですから、「国家」が管理している資料、書類等が欠落していることとなります。

「聖武」は「粗略」なところがあつた、という言い方をしていますが、実際には「資料」が紛失していたものと思われ、そのための問題発生であつたものと思われるのです。

ここで問題になっているのは「出家」して「僧」になっている人たちに関してであり、この時点で「僧」の本人判別を行っているものです。彼等の申し立てに対して調査すると、「名簿」に該当する人物がいたりいなかったりしている、と言うのです。

本人達の申し立てというのが「白鳳以来」とか「朱雀以前」に「出家」したとか言うものなのでしょう。そういわれても「聖武」の朝廷の官僚達は「判定できない」というわけですが、逆に言うと「朱雀」以後なら判別できる、と言う事でもあるようです。

そして「朱雀」以後とそれ以前でその「名簿」の内容に差があると言う事を表すと考えられ、それは「六八六年」「朱雀」末年に起きた「難波宮殿」の「焼亡」事件との関連が考えられるものです。つまり、その時に「僧」の「公驗」などの資料も「焼失」したのではないのでしょうか。（古賀氏による）

このことはこの「六八六年」という時期に「重要書類」が「難波宮殿」の中にあつたと言う事であり、「難波宮殿」が「政治」の中心として使用されていたことの証明でもあるでしょう。

解説：前期難波宮は、乙巳の変（大化元年〈645年〉）ののち、孝徳天皇は難波（難波長柄豊崎宮）に遷都し、宮殿は白雉3年（652年）に完成した。（中略）天武天皇12年（683年）には天武天皇が複都制の詔により、飛鳥とともに難波を都としたが、朱鳥元年（686年）正月に難波の宮室が全焼してしまった。

出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

重要書類には「三十年」という「保存期間」が設定されていたと思われ（戸籍などがその代表）、「朱鳥元年」時点では「斉明」年間（六五六年以降）からの「書類」が「難波宮殿」にあつたという可能性が高いと思われます。「白鳳以来」という言い方の裏にはそのような事情があつたのではないのでしょうか。もちろん「重要性」の低いものはもっと短期間に廃棄処理されたと思われますが、「戸籍」をはじめ重要なものは「焼亡時点」で「難波宮殿内」にあつたと考えerべきと思われます。

「朱鳥」年号

「九州年号」の中の「朱鳥」は特殊です。それは「書紀」にも記載されているからです。「九州年号」と「書紀」に共通に現れる年号は「大化」「白雉」「朱鳥」「朱雀」の四つ

です。しかし、「朱鳥」改元は「書紀」によれば、天武末年「六八六年」に行われ、一年間しか継続せず、「持統天皇」即位と共に消えてしまうのです。

この改元についてはなんの説明も「書紀」中にされていません。「遷宮」と関係がありそうな記述がありますが（「飛鳥浄御原宮」へ「宮」を遷した）、その「宮」名と「年号」の間にはなんの関係も考えられません。

『日本書紀』では飛鳥浄御原宮を天武と持統の宮殿としていますが、その現れ方は奇妙です。天武二年(672)二月条では、「飛鳥浄御原宮に即帝位す」とあるのですが、朱鳥元年(686)七月条には次のような記事があります。

「朱鳥元年（六八六年）秋七月己亥朔（中略）戊午。改元曰朱鳥元年。朱鳥。此云阿訶美苳利。仍名宮曰飛鳥浄御原宮。」

（「戊午(20日)に、改元し朱鳥元年と曰う。朱鳥、此を阿訶美苳利という。仍りて宮を名づけて飛鳥浄御原宮と曰う。」）

飛鳥浄御原宮で即位したと記しながら、その宮殿名が付けられたのは14年後というのです。それまでは名無しの宮殿だったのでしょうか。また、朱鳥(阿訶美苳利)の改元により飛鳥浄御原宮と名づけたとありますが、「苳利」と「鳥」の訓読みが同じというだけで、両者の因果関係も説得力がありません。年号に阿訶美苳利という訓があるというのも変な話です。このように不審だらけの記事なのです。

上で見るように「改元」されて「朱鳥」（阿訶美苳利）に年号が変わった、その事にちなんでの「宮殿」が命名されたというように書かれていますが、「仍」という言葉が示すような「理由付け」とはなっていないわけです。

しかし、「二中歴」では「六八六年」から「六九四年」まで九年間「朱鳥」が続いています。また、「万葉集」の中には「日本紀に曰く」という形でいくつか引用があり、それによれば「朱鳥」年号は少なくとも「七年」まで続いていたと思われます。

「右は日本紀に曰く朱鳥七年癸巳の秋」（巻一雑歌作三十四の左注）

また、滋賀県大津に「鬼室集斯」の墓、と言うものがあります。「鬼室集斯」というのは「白村江の戦い」前後に活躍した「百濟」の將軍であった「鬼室福信」の息子で、「白村江の戦い」の後日本に「亡命」と「書紀」に書かれています。この彼の墓が大津にあるのですが、（六角型をしています）この中に「鬼室集斯」が死んだ年として、「朱鳥三年」と書かれています。（彫られています）

解説：鬼室 集斯（きしつ しゅうし、生年不明 - 持統天皇2年11月8日?（688年12月5日?））は、7世紀の百濟の貴族。百濟復興運動で活躍した鬼室福信の縁者。百濟における官位は達率、日本亡命後の日本における官位は小錦下・学職頭。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

「朱鳥三年戊子十一月八日」　ちなみに別資料（以下）によれば十三年まで続く事が推定されるもののようです。「文武天皇御宇朱鳥一三年葛木神讒言 一代要記」

そのほか下記各種資料に確認され、実在性が大きいと考えられ、「書紀」のように一年で終わるものではないことが確かであると考えられます。

（以下使用確認例）

「持統天皇御宇朱鳥四年己丑依讒言伊豆国大島被流自夫。…」 「會津正統記」

「文武天皇同十五庚子同十六年辛丑改元有大宝云…」 「一六八八～本朝之大組之雜記」

「持統天皇朱鳥七年壬辰 朱鳥八年癸巳より元禄元年庚午迄…」 「一卷末書」

「持統天皇御宇朱鳥八年歲次甲午春…」 「修驗道史料集Ⅱ 昭和五九年 箕面寺秘密縁起」

（但し、上の「朱鳥」の例のいくつかは「持統称制」期間と混乱があると思われ、「六八七年」を元年とするものもその中に認められます。）

「書紀」でなぜ一年間だけ記載されているかは諸説ありますが、この前年とこの年の二回にわたり「徳政令」（借金の利息と元金とを棒引きする）が發布されていることと関係しているという「古賀氏」の指摘があります。

また、上に見るように「朱鳥」年号は「文武天皇」の時代にも使用されていた記録もあります。この時代「年号」は「都」に関連するイベントにより改元されてきていたものと考えられ、「遷都」「遷宮」「修治」などが行なわれた時点で「改元」というものであったと推察されます。（当然そのなかには「禅譲」という王権の交替様式も含むと見られる）このため通常の「倭国王」の「代替わり」などの際に必ず改元されるという訳ではなかったと思われ、このことは「文武天皇」の名前付きで「年次」が記載されていても、彼と「年号」の間には直接関係がないという可能性を示唆します。

「大化」の項でも述べたように「六九〇年」に「文武」は「立太子」したらしいことが推定されますが、これは「朱鳥五年」にあたり、「書紀」によっても「日本帝皇年代記」によっても「帝即位」とされる年次です。

「即位」と同時に「後継者」たる「皇太子」を定めたこととなり、記録としては一貫性があると考えられるものです。

ところで、後でも触れますが、関東（現在の群馬県から埼玉県付近）には「羊太夫」伝説が各所にあり、それらの説によれば「羊」年の「羊」の日の「羊」の刻生まれであるため「羊太夫」と呼ばれた人物がいた、というものであり、それが「朱鳥九年」のこととする史料もあるようです。

「朱鳥九年未月未刻に生まれ羊太夫と名付…」 「上州の史話と伝説二」

ただし、「未年ひつじどし」という情報が欠落している伝承もあるようですが、「生まれ年」を「名前」とする例は圧倒的に多いものの、「年」の干支は「未」ではないのにそれを名前にせず「月」や「時」が「未」であるからといってそれを名前とすることが

あったとは考えにくいものであり、「年」「月」「日」「時」という四拍子が揃ったことで「羊」と称されるようになったと考える方が実際的ではないでしょうか。

このような伝承は「暦」の使用がある程度一般化している必要があると思われ、少なくとも「推古紀」の途中の「天文観測」の開始時期以降であることは確かと思われます。

生まれ年が「未年」と言う事及び「朱鳥」年間であるとする資料から考えると、ここで言う「未年」は「六九五年」という年次が該当するという可能性が検討されるべきですが、これを上に見るように「朱鳥九年」とするものもあり、この「朱鳥」が「六八六年」を元年とするものであるとすると、一年の違いが生じます。

また、これらの伝承と重なる人物として「藤原不比等」がいると言われていますが（※）、彼も「未年」生まれであるとされ、彼は「書紀」に記された「壬申の乱」の際には「幼少」であり、そのため戦いの渦中には巻き込まれなかったとされているようですからその「生年」として「六五九年」が浮かび、これが「朱鳥九年」とすると、その元年としては「六五一年」が推定されることとなります。（「朱鳥八年」を「甲午」とする史料もあり、この場合も同様の差が生じます。）これは「白雉」年号の元年と一年違いであり、「書紀」の「朱鳥年号」と同様の差が現れることとなります。

ところで、中国の「清」の時の書物に「歴代建元考」というものがあります。この中には以下のようにあります。

「持統天皇 吾妻鏡作總持 天智第二女天武納為后因主 國事始更號日本仍用朱鳥紀年在位十年後改元一 太和」

つまり、「日本」と国号を変更したのは「持統天皇」である、というわけです。また、この記事では「国号変更」の時期としては「朱鳥改元」と同時であると書かれているようです。つまり「持統」に至って「国号」が変更されたとするわけであり、その時点で改元されたものが「朱鳥」（但し訓読みで「あかみとり」）であるというわけです。

国号変更が「王朝交替」を伴うものであり、その場合「朱鳥」が「改元」とされているらしいことから、この「王朝交替」が「禪譲」の形式を踏んだものであり、全くの新王朝ではなかったらしいことが推察できます。さらにこの文章は「日本」という国号変更と「朱鳥」という年号変更が「乃ち」という言葉でつながれていますから、「日本」という国号と「朱鳥」という年号には関係があることとなります。

上に見るように「書紀」では「朱鳥」という年号の変更には理由らしいものが書かれていませんでしたが、この記事によれば「朱鳥」改元には国号変更という国家的な事象が隠されていたこととなります。

そもそも「朱鳥」とは「四神」つまり「青龍」「玄武」「白虎」とならぶ「獣神」であり、「天帝」の周囲を固めるものでした。その起源は「殷代」にまで遡上するとされ、そ

の時点では「鷲」の類であったとされますが、その後「鳳凰」やその意義を持った「雀」などの「鳥」とされるようになりました。

《全唐文/卷 0217》代皇太子請停幸東都表 崔融（唐）

「臣某言：臣聞乘雲駕羽者，非以逸樂其身；觀風設教者，將以宏濟於物。故後予胥怨，幾望湯來，吾王不遊，思禹會。伏惟天皇察帝道，敷皇極，一日二日，智周於萬幾；先天後天，化成於四序。雖鴻名已建，銘日觀而知尊，而膏澤未流，禦雲台而不懌。市朝之邑，天地所中，四方樞會，百物阜殷，爰降恩旨，行幸東都。然以星見蒼龍，『日纏朱鳥』，清風用事，庶彙且繁，桑翳葉而眠蠶，麥飛芒而雉。…」

「全唐詩」卷 169 李白

「草創大還贈柳官迪[??]」

「天地爲籀，周流行太易。造化合元符，交媾騰精魄。自然成妙用，孰知其指的。羅絡四季間，綿微無一隙。日月更出沒，雙光豈云隻。女乘河車，金充轅軛。執樞相管轄，摧伏傷羽。『朱鳥張炎威』，白虎守本宅。」

「論衡」物勢篇第十四 王充

「…東方木也，其星倉龍也。西方金也，其星白虎也。『南方火也，其星朱鳥也。』北方水也，其星玄武也。天有四星之精，降生四獸之體。…」

「淮南子/天文訓」

「…南方，火也，其帝炎帝，其佐朱明，執衡而治夏。其神爲惑，其獸朱鳥，其音雉，其日丙丁。…」

以上のような例を見ると、そもそも「朱鳥」は天球上の明るく輝く赤い星からのイメージと思われ、そこから転じて「日」や「花宴」の意義が発生したものでしょう。その位置する方位は「南」とされ、また「日」（太陽）に纏りつくともいわれますし、「五行説」では「火」であるともされます。また「鳥」というものが「トーテム」としての働きがあったものであり、これは「太陽神信仰」とも関係があるという説もあるようです。

つまり、ここからこの「朱鳥」が「太陽」を指向したものであり、それが「日本」という国号になった時点での「改元」として選ばれた理由であると思われ、この両者には不可関係があると考えられるものです。

「命長」年号と善光寺如来（以下は「古賀氏」によります）

法隆寺には「善光寺如来の御書箱」というものがある（ようです）。というのも将来にわたって永久に封印するという法隆寺の方針により、開帳されることはない、ということになっているので詳細は不明なのです。

しかし、明治時代に政府の調査により中が開けられ、その時の写しが東京国立博物館にあるようです。これは「善光寺如来」と「聖徳太子」の往復書簡と言われているものです。当然「善光寺」の側にも同様の伝承があり、天明五年（一七八五）に成立した「善光寺縁起集註」に「聖徳太子からの手紙」というものが記されていました。

その内容は以下の通りです。

御使 黒木臣

名号称揚七日巳 此斯爲報廣大恩

仰願本師彌陀尊 助我濟度常護念

命長七年丙子二月十三日

進上 本師如来寶前

斑鳩厩戸勝鬘 上

この中の日付に使われている「命長」は九州年号中に存在するものです。しかし、九州年号の「命長七年」は「六四六年」にあたり、干支は「丙午」です。この手紙では「丙子」とは書かれており、異なっているわけです。また、「聖徳太子」の生没年の（五七四～六二一）とも全く整合していません。

これについては、「聖徳太子」の時代の中の干支では「丙午」は五八六年になってしまい、この手紙を「聖徳太子」からのものであると主張するには、無理があると思われたのではないのでしょうか。これが「丙子」であれば「六一六年」のこととなり、「聖徳太子」四十歳ぐらいとなって、このような手紙を出すのに矛盾がないと思われたのではないかと推察され、この手紙の年次（干支）については後年の手が入っていると考えられるものです。

ただし、元々「命長七年」に「斑鳩厩戸勝鬘」から手紙が来た、という「伝承」があったものと思われ、（でなければ「命長七年」という年次が書かれる理由がありません）この人物を後年のイデオロギーにより、「聖徳太子」に「あつらえる」作業が行われたのではないかと考えられます。

では「本来」のこの手紙の差出人はどこの誰なのでしょう。

それは「御使」と記された「黒木臣」という人物がその鍵を握っているようです。というのはその「黒木」という姓です。この姓は調べてみると九州に非常に多い姓であり、というより、九州以外には「全く」存在していないといえるぐらい他の地域には少ない姓なのです。現在でも宮崎県の姓別ランキングでは第一位となっています。また、福岡県には福岡郡黒木村という地名が存在し、ここが黒木臣の出身地ではないかと考えられます。（現在も「黒木の大藤」などで有名）

「御使」として遣わされた人物が「筑紫」ないし「日向」の人物であるとする、彼を派遣した人物が「奈良」にいたと考えるのはかなり無理があると考えられます。「黒木臣」同様「筑紫」に所在していたと考えるのはそれほど困難な仮定ではないと考えられます。

また、この願文の内容については「自分自身」と言うより「他の誰か」を「済度」つまり「救う」と言うことに力を貸してほしいという願文と考えられますから、この願文の主

は「利歌彌多仏利」本人ではなく、例えば「家族」「親族」などの立場にいる人物が最もふさわしいのではないかと考えられます。

「命長」という年号も桓武天皇の「延暦」と同様、天皇の寿命の延長を願ったものであり、体調悪化など「利歌彌多仏利」本人においても、自分自身の先行きに不安を抱えている状況が前提としてあるようです。

「金光」年号と平家物語

九州年号の中の「金光」年号は「平家物語」に出てきます。

「善光寺炎上の段」

其比善光寺炎上の由其間あり。彼如來と申は昔天竺舍衛國に、五種の惡病起て、人多く滅しに月蓋長者が致請に依て、龍宮城より閻浮檀金を得て、釋尊、目連、長者心を一にして、鑄現し給へる一ちやく手半の彌陀の三尊、閻浮提第一の靈像なり。佛滅度の後、天竺に留らせ給ふ事、五百餘歳、佛法東漸の理にて、百濟國に移らせ給ひて、一千歳の後、百濟の帝齊明王、我朝の帝欽明天皇の御宇に及で、彼國より此國へ移らせ給ひて、攝津國難波の浦にして、星霜を送らせ給ひけり。常は金色の光を放たせましましければ、是に依て年號を、金光と號す。同三年三月上旬に信濃國の住人、麻績の本太善光と云者都へ上りたりけるに、彼如來に逢奉りたりけるに、臆ていざなひ參せて、晝は善光、如來を負奉り、夜は善光、如來に負はれ奉て、信濃國へ下り、水内郡に安置し奉しよりこのかた、星霜既に五百八十餘歳、炎上の例は是始とぞ承る。「王法盡んとては、佛法先亡ず。」といへり。さればにや、さしも止事なかりつる靈山の多く滅失ぬるは、王法の末に成ぬる先表やらんとぞ申ける。」

「平家物語」の成立は十三世紀初期から中頃とされています。この中では「金光」が「善光寺如来」の来歴にかかわって紹介されていますが、その原点となったと考えられる「善光寺縁起」は十四世紀中頃（一三六八年頃）の成立とされており、年次に矛盾があると考えられます。あきらかに「平家物語」の原資料には「善光寺縁起」（その原型となったもの）が使用されていると考えられ、少なくとも平安時代の終末期には「善光寺縁起」の原型とも言えるものがすでに存在していたと考えるべきであって、その中には「九州年号」が使用されていたものと推察されます。

この「善光寺」炎上事件は「平家物語」の「巻二」に書かれており、この「巻二」は全て「治承元年」（安元三年、一一七七年）のできごとと考えられています。つまり、「善光寺」炎上というものも「一一七七年」の事かと考えられますが、そこから「五百八十餘歳」を逆算すると「五八八年」から「五九六年」に「長野」に「善光寺」が創建されたこととなります。

そして、この年次の範囲の中には「厳島神社」、「四天王寺」、「法興寺」などの創建年次が含まれています。「厳島神社」はその社伝で、創建について推古天皇の時（端正文、五九二）に「宗像三女神」を祭ったと書かれています。

「四天王寺」も「五九三年」という伝承や「五八八年」という伝承が確認されています。さらに「法興寺」もその材を採るため「山に入った」とされるのが「五九二年」とされているなど、この時点でほぼ同時に各地で「仏教」に関する動きがあり、そのなかで「善光寺」などが創建されたと考えられるわけで、創建に関わる共通な要因が考えられるものです。

「明要」年号と明要寺

「九州年号」群の中に「明要」という年号があります。現神戸市内に所在する丹生山明要寺の創立が勸進文書によると「明要元年」であり、干支も一致します。（辛酉）

「丹生山明要寺文書」「欽明天皇御宇百濟国在云童男行者得邇尊者（中略）明要元年辛酉三月三日始開山岳造仏閣」

明要寺は「百濟」から来た人によって開かれたと言う伝説があり、当初「百濟の年号」と思われていましたが、「百濟」の年号は「未確認」であり、該当するものが見いだせませんでした。

「二中歴」によれば「明要」年間の主要な出来事は「文書」が始めてできたことであり「結縄刻木」を止めたこと、と書かれています。これらは「明要」という年号への改元の理由そのものと考えられ、「辞書」の類の完成を記念した改元と推察されるものです。

ちなみに「丹生」信仰は「丹」（水銀）への信仰であり、その昔不老長寿の妙薬として珍重されて以来信仰の対象となったものですが、佐賀県の山中に水銀鉱床があり、この付近には早くから「丹生」信仰が始まり、これが全国へと発達したものと考えられています。つまり信仰圏と九州年号の政治領域とが重なるのです。（魏志倭人伝にも倭人の「丹」への依存の様子が書かれており、「まるで中国人が白粉を塗るように」体に塗る、という風に書かれていますが「丹生」信仰とのつながりが注目されます。）

後に文武天皇の時代になって、各国から「顔料」を献上させた記事がありますが、「豊後」からは「真珠」つまり「丹」が献上されています。「真珠」は全国でもここからだけでした。

また、「関東」の地である「埼玉県」からも「明要」年号が確認されています。
埼玉県秩父市「秩父神社」社伝

「欽明天皇御宇明要六年丙寅奉祝以而来（略）」（一五九二に再建された時の棟札表示）

「大長」年号

「新唐書」には以下のような記述があります。

「…其子天豐財立。死，子天智立。明年，使者與蝦?人偕朝。蝦?亦居海島中，其使者鬚長四尺許，珥箭於首，令人戴瓠立數十步，射無不中。天智死，子天武立。死，子總持立。咸

亨元年、遣使賀平高麗。後稍習夏音、惡倭名、更號日本。使者自言、國近日所出、以為名。或云日本乃小國、為倭所并、故冒其號。使者不以情、故疑焉。又妄夸其國都方數千里、南、西盡海、東、北限大山、其外即毛人云。

長安元年〔二〕、其王文武立、改元曰太寶、遣朝臣真人栗田貢方物。…」

つまり上の記事によれば、「天武」の前代である「天智」は「蝦夷」を引率した「遣唐使」を即位の翌年派遣したとされていますから、これは「伊吉博徳」が参加した「六五九年」の遣唐使を指すと推察できます。

また「天武」の次代の「總持」（持統か）は「咸亨元年」つまり「六七〇年」に使者を派遣したとされていますから、その即位は「六七〇年」以前のこととなります。そうすると結局「天武」の統治期間としては「新唐書」による限り、「六五八年」以降「六七〇年」までのどこかの年次区間を推定する必要があるという結論になります。

ところで、「伊予三島縁起」では「壬子（みずのえね、じんし）」という干支が「大長九年」と記されています。「大長」という年号は「九州年号」中に存在するものですが、史料によりその場所（年次）が異なり、「二中歴」によれば「大化」の後に入れられています。現在の「多元史観論者」の多くはこれを「正統」としているようですが、「常色」と「白雉」の間、つまり「七世紀半ば」に入れている史料もあります。（「如是院年代記」、「開聞古事縁起」、「伊予三島神社史料」など）

上の「新唐書」記事によれば「天武」の統治期間は「七世紀半ば」となるわけですが、「伊予三島神社史料」などによれば「天長年間」に「天武」の治世があるとされ、その「天長」が「七世紀半ば」を指すということとなれば、それを単なる偶然とすることはできないものであり、重要な一致であると考えられるべきと思われます。

これらからの帰結として「大長」はその元年が「壬辰（みずのえたつ、じんしん）」（「六四四年」）であり、「六五二年」までの九年間継続したことらしいことが判ります。（「伊予三島縁起」の「壬子」という年は「六五二年」と考えるべき事となります）

「運歩色葉集」に記された「柿本人麻呂」の死去に関する記事も実はこれに合致していると考えられます。「（柿本人丸）大長四季丁未於石見国高津死」（運歩色葉集）

これによれば「大長元年」が「壬辰」となりますから、「伊予三島縁起」と一致します。そして上の推論に従えば「柿本人麻呂」の死去は「六四七年」のこととなります。

もっとも、これは従来の常識とまったく反していますから、これを不審とすることは簡単ですが、「柿本人麻呂」の生きていた実年代が別の史料から証明されない限りはこの説もすぐに消えることはないと考えます。

この死去年次から考えて、「太后天皇」（利歌彌多仏利の皇后）の治世の終わりの時点と一致しており、彼は「殉死」したということも考えられます。また、万葉集に彼の「死」に際した歌が出てきますが、このように「臨死歌」が載せられているのは「有馬皇子」「大津皇子」と彼「柿本人麻呂」の三者だけであり、前二名は「刑死」した人物です

から、彼も「刑死」としたと云う可能性さえ考えられます。

また以下の史料では「三論宗」の国内への展開を「持統紀」としていますが、これは後代の「書紀」などによって得た知識に基づく「挿入」と思われ、「大長」という年号だけが初期の形を表していると思われ。

「持統天皇ノ御時大長元年壬辰三論宗広マル文武ノ時大長九年庚子俱舎宗広マル」（八宗伝来集 一六四七）

この史料の趣旨は「三論宗」の普及と展開が「七世紀後半」から「八世紀前半」に掛けてのものであるとしている訳ですが、「三論宗」の倭国における始源は「七世紀前半」に来倭した「高句麗」の僧である「慧灌」によってもたらされたいことが以下の史料から推定されます。（ただし、彼は来倭後「三論宗」の講義を多年に亘り行わなかったとされ、「福亮僧正」への講義により、一般化したらしいことが以下の記事から理解できます。）

「三国仏法伝通縁起（中巻）」

「……孝徳天皇御宇大化二年丙午慧師慧輪智蔵三般同時任僧正。是三論講場日之勸賞也。智蔵上足有三般匠。乃道慈智光禮光也。…乙酉歳慧灌来朝。来朝之後二十一年未廣講敷。大化二年丙午初開三論講場是即仏法傳日本後。經九十五年始講三論。其第二傳。智蔵僧正。未詳時代。応勘?史。…」

この「三国仏法伝通縁起」によれば「慧灌僧正以三論宗授福亮僧正」とされており、ここでいう「慧灌僧正」については「推古三十三年」（六二五年）来日とされており（同じく「三国仏法伝通縁起」による）「三論宗」が七世紀前半に伝来したことが窺えます。

そして「七世紀半ば」という時期に「講義」が広く行われた結果、一般に普及・拡大したものと推定されますから、この「大長元年」を「持統紀」つまり「七世紀末」とする事とは少なからず整合しないこととなります。

さらに「伊予三島縁起」には次のような記事も見られます。

「天武天皇御宇天長九年壬子六月一日為東夷征」

ここに書かれた「天長」が「大長」の誤記とすると、ここでは「天武天皇」が「東夷征」したとされています。この「東夷」が何を意味するかは不明ですが、「書紀」には「天武」が「東夷」を「征」したというような記述は見あたりません。いわゆる「蝦夷」を指すとする、「書紀」を見ても「蝦夷」への武力対応は「斉明紀」に最も明確であり、それは「六五〇年代」ですからまさに「七世紀半ば」の出来事となります。その場合「壬子」とは「六五二年」を指すこととなるでしょう。「天武紀」にある「伊勢王」の「東国分限」記事がそれであるという可能性は「正木氏」の「三十四年遡上」研究により打破されていると考えられ、この事もこの記事と重なるといえるでしょう。

これらから考えて「大長」の実使用期間は「二中歴」にあるような「八世紀」代ではなく、「七世紀半ば」が想定されるものです。

「改元」と「建元」

「続日本紀」大寶元年（七〇一）三月条には次の記事があります。

「対馬嶋、金を貢（たてまつ）る。建元して大寶元年と為す」

ここには「建元」という用語が使用されています。「建元」とは文字通り「初めて」元号を使用するときに使用される用語です。このことから、少なくとも「続日本紀」の編纂者は「元号」のいちばん最初は「大寶（大宝）」であると認識していたことになります。

中国の史書の例で考えると、「北周」から「隋」、「隋」から「唐」など歴代王朝の交替は「禪譲」が行われたとされ、その場合「元号」は「改元」されたと書かれているのに対し、たとえば「唐初」に各諸国（特に江南地方）で起きた反乱の際に「帝」が「僭称」され王朝が建てられたとされますが、そのような際には「建元」されたと書かれています。つまり、「天命」を受け新たに「王朝」を建てる場合には「元号」も併せて建てられるものと考えられるものであり、その延長で言うと、「続日本紀」における認識は「大宝」は「新王朝」の「元号」であり、この「新王朝」は「前王朝」からは「禪譲」ではなかったということとなるでしょう。

つまり、「続日本紀」の編纂者の認識では「新日本国」と「日本国」は連続しておらず、「新日本国」は（字義通り）新たに始められた王朝であると言う事になります。

ところで、「わが国」で最初に制定された「年号」は「大化」と一般には理解されていますが、実際には「書紀」では「改元」と書かれています。

「皇極四年（六四五）六月乙卯条」「『改』天豊財重日足姫天皇四年、爲大化元年。」

ここでは「元号」を「建てた」とは書かれず「改めた」と書かれています。上に見るように「改元」と「建元」とは全く違う概念です。これはその「政権」の移動の形態が「禪譲」であったことを示すものであり、王朝の実質としては連続していたことが推察できます。「改元」というのはもちろん「それまでの年号を変更すること」を意味するものですが、もっといえば「大化」の前に別の王朝があり、そこから「禪譲」されたという可能性のあることを間接的に証言していると思われます。

そして、この考え方は鎌倉時代に成立したと考えられている「二中歴」の編纂者にも共通しています。「二中歴」では、第二帖最初にある「年代歴」冒頭に「継体」（元年は五一七年）から「大化」（元年は六九五年）までの三十一個の「九州年号」群が列記されており、年号群の末尾に次の文が記されています。

「已上百八十四年々号卅一代〔虫食いによる欠字〕年号只有人傳言自大寶始立年号而已」。

この文章の意味は「欠字」部分があることもあり、諸説がありますが、「古賀氏」が言うように、「二中歴」の内容から考えてみても「以上百八十四年、年号三十一代、年号は記さず。只、人の伝えて言う有り『大寶（大宝）より始めて年号を立つのみ』」と読み下

すべきものと考えられます。つまり、年号は一八四年間三十一代にわたり使用継続してきたが、（事情があり）今はそれを記さない、しかし、「大寶（大宝）」から始まったと言うのは言い伝えに過ぎない（以前からあったのだ）と言っているのです。

この「二中歴」の認識は「大宝」以前の王朝と「大宝」以降の王朝とは別であると言うことを消極的に証言しているように思われ、それは「続日本紀」の編纂者の認識とも微妙に響き合うものではないでしょうか。また、この感覚は「書紀」編纂者の感覚とも共通していると思われます。

つまり、「持統朝廷」以前と「文武朝廷」以後とは「別」である、という意識、言い換えると自分たち「文武朝廷」以降の「日本国朝廷」は「新王朝」である、という意識があったために発生している書き方と考えられるのです。（了）

資料編

①日本書紀及び続日本紀による年号（～和銅まで）

飛鳥時代 年号 読み 始期 終期 年数 天皇名 改元(建元)理由

大化たいか 皇極天皇 4年6月19日（645年7月17日）～大化6年2月15日（650年3月22日）
6年 孝徳天皇 天下安寧、政化敷行による改元。

白雉はくち 大化6年2月15日（650年3月22日）～白雉5年10月10日（654年11月24日）
5年 孝徳天皇 穴戸国の国司が白雉を献上した祥瑞による改元。

―― 白雉5年10月10日（654年11月24日）～天武天皇15年7月20日（686年8月14日）
32年 ― 孝徳天皇の崩御後、新たな元号は定められず。

朱鳥しゅちょう 天武天皇15年7月20日（686年8月14日）～朱鳥元年9月9日（686年10月1日）
1年 天武天皇（不明） （すちょう あかみどり）

―― 朱鳥元年9月9日（686年10月1日）～文武天皇5年3月21日（701年5月3日）
15年 天武天皇の崩御後、新たな元号は定められず。

大宝たいほう 文武天皇5年3月21日（701年5月3日）～大宝4年5月10日（704年6月16日）
4年 文武天皇 対馬国から金が献上された事による建元。（だいほう）

慶雲けいうん 大宝4年5月10日（704年6月16日）～慶雲5年1月11日（708年2月7日）
5年 文武天皇 西楼上に慶雲を見た祥瑞による改元。（きょううん）

和銅わどう 慶雲5年1月11日（708年2月7日）和銅8年9月2日（715年10月3日）
8年 元明天皇 武蔵国より和銅が献上された祥瑞による改元。

②二中歴 年代曆 (付西曆年数)

年始五百六十九年内廿九年無号不記支干其間結繩刻木以成政

繼体	五	元丁酉	五一七～五二一	善記	四	元壬寅	五二二～五二五 (同三年癸誰成始文善記以前武烈即位)
正和	五	元丙午	五二六～五三〇	教倒	五	元辛亥	五三一～五三五 (舞遊始)
僧聴	五	元丙辰	五三六～五四〇	明要	十一	元辛酉	五四一～五五一 (文書始出来結繩刻木止了)
貴樂	二	元壬申	五五二～五五三	法清	四	元甲戌	五五四～五五七 (法文〃唐渡僧善知傳)
兄弟	六	戊寅	五五八～五五八	蔵和	五	己卯	五五九～五六三 (此年老人死)
師安	一	甲申	五六四～五六四	和僧	五	乙酉	五六五～五六九 (此年法師始成)
金光	六	庚寅	五七〇～五七五	賢称	五	丙申	五七六～五八〇
鏡當	四	辛丑	五八一～五八四 (新羅人来從筑紫至播磨焼之)	勝照	四	乙巳	五八五～五八八
端政	五	己酉	五八九～五九三 (自唐法華經始渡)	告貴	七	甲寅	五九四～六〇〇
願転	四	辛酉	六〇一～六〇四	光元	六	乙丑	六〇五～六一〇
定居	七	辛未	六一一～六一七 (注文五十具從唐渡)	倭京	五	戊寅	六一八～六二二 (二年難波天王寺聖徳造)
仁王	十二	癸未	六二三～六三四 (自唐仁王經渡仁王会始)	僧要	五	乙未	六三五～六三九 (自唐一切經三千余卷渡)
命長	七	庚子	六四〇～六四六	常色	五	丁未	六四七～六五一
白雉	九	壬子	六五二～六六〇 (国々最勝会始行之)	白鳳	二三	辛酉	六六一～六八三 (対馬採銀觀世音寺東院造)
朱雀	二	甲申	六八四～六八五 (兵乱海賊始起又安居始行)	朱鳥	九	丙戌	六八六～六九四 (仟陌町収始又方始)
大化	六	乙未	六九五～七〇〇				

覽初要集云皇極天皇四年為大化元年

已上百八十四年々号卅一代(不)記年号只人傳言 自大宝始立年号而已

翻刻追文 飯田満磨

監修校訂 古賀達也

平成十四年五月二二日

③『二中歴』について

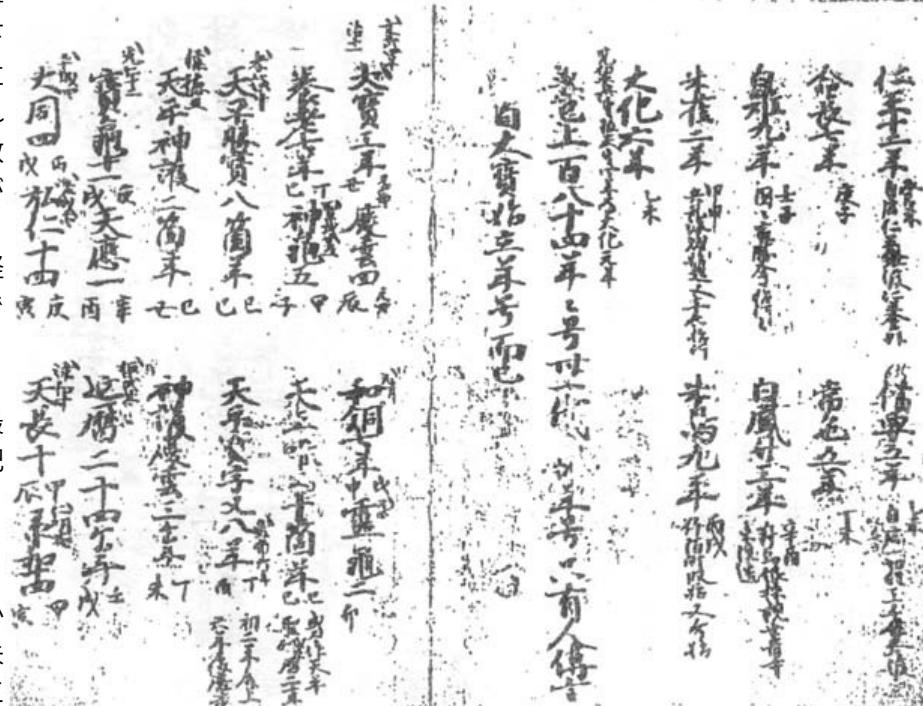
いわゆる九州年号群史料における現存最古の文献として著名な『二中歴』は鎌倉期初頭の成立とされている。

その内容は、当時の貴族や知識人のための百科事典のようなものであるが、その内容は平安後期に成立した掌中歴と懷中歴の二つの歴を中心として編集されたものである（編者不明）。二中歴という名称もここから来ている。

現存する唯一の古写本は尊経閣文庫本（全十三帖。以下古写本と呼ぶ）で、写本成立時期は後醍醐天皇の頃とされるが、その後室町時代まで数次にわたり書き継がれた跡がある。その他の写本は全てこの尊経閣文庫本を元本としたものでいわば天下の稀覯本である。

問題の九州年号は第二帖最初にある「年代歴」冒頭に記されている（写真参照）。

継体（元年は五一七年丁酉、継体天皇十一年に当たる）から大化（元年は六九五年乙未、持統九年に当たる）までの三十一個の年号がそれである。



写真① 年代歴

そしてそれら年号群の末尾に次の文が記されている。

「已上百八十四年々号卅一代〔虫食いによる欠字〕年号只有人傳言自大寶始立年号而已」

解釈：この文は、「以上百八十四年、年号三十一代、年号は記さず。只、人の伝えて言う有り『大寶（大宝）』より始めて年号を立つのみ」と読み下すべきものと考えられます。

つまり、年号は一八四年間三十一代にわたり使用継続してきたが（事情があり）今はそれを記さない、しかし、「大寶（大宝）」から始まったと言うのは言い伝えに過ぎない（以前からあったのだ）と言っているのです。

④九州年号の使用例（一部）

年号	内容（特記）	搭載史料と成立年代	原典と成立年代	伝承場所
善記	人王二十七代継体天皇御宇善記元壬寅歳法雲宝唱来朝之時持来大戸道之宝殿籠置	山口県熊手郡熊手町呼坂 熊手神社	防長寺社由来	一七一六
正和	像神社正和二年正月九日ノ事書の条（一三一三年の可能性もあり）	福岡県宗像郡怒山村 帝見寺	肥前古跡縁起	一六六五
教倒	彦山、豊州ニ在リ。教到年中藤原恒雄之ヲ修造ス	筑後地鑑	一六八一	大分県英彦山
僧聴	欽明天皇位に即給ひて…神明に顕給ふ 大宮司の補任帳には僧聴三年共云り	防長風土注進庵	一七二八	八幡大菩薩御縁起 山口県阿武郡阿東町嘉年上 森山八幡宮
明要	欽明天皇御宇百済国在云童男行者得邇尊者…明要元年辛酉三月三日始開山岳造仏閣	丹生山明要寺文書 一五〇三	兵庫県神戸市 明要寺	
法清	欽明天皇法清元年御宇十五年也随当宮古年代記	伊佐須美神社年代記	一五二〇？	福島県大沼郡会津高田町 伊佐須美神社
蔵和	欽明天皇蔵和元年御宇二十一年也随古年代記	（二十年・一年ズレか）	伊佐須美神社編年史	明治三十三年 伊佐須美神社年代記 一五二〇？ 福島県大沼郡 伊佐須美神社
師安	留十悪修十善故天下安穩也仍年號名師安元年	續群書類従 卷八一四 善光寺縁起第二	一三七〇	長野県長野市 善光寺
金光	此如来欽明天皇の御宇に…常に金色の光を放たせ給ふによりて年号をは金光と号	平家物語 岩波古典 覚一本（善光寺炎上）	一三六八	長野県長野市 善光寺
賢称	季号賢称丁酉とかやの時唐百済国に…琳中皇帝…和国に渡らんと（賢稱二年か）	防長寺社由来	一七一六	崎所大明神縁起 山口県玖珂郡美和町阿賀 崎所大明神
鏡常	五ヵ年を期し鏡常辛丑之季七月下旬琳聖太子防浜に来朝し給ふ（辛丑は元年）	防長寺社由来	一七一六	崎所大明神縁起 山口県玖珂郡美和町阿賀 崎所大明神
命長	（役小角）七歳時命長元年庚子母寂時	會津正統記	一六八八	本朝之大祖之巻 福島県会津
常色	常色二戊申日本国御巡歴給	修験道資料集Ⅱ 昭和五十九年	伊予三嶋縁起 一五三六？	愛媛県越智郡大三島町 大山祇神社
白雉	大化六庚戌武基より白雉を禁庭へ献上嘉祥の年号として白雉と改元	防長風土注進案	一七二八	明王山広福寺縁起 山口県宇部市中山 明王山広福寺
白鳳	天智天皇…同白鳳元年辛酉異国渡同亡	修験道史料集Ⅱ 昭和五十九年	伊予三嶋縁起 一五三六以前	愛媛県越智郡大三島町
未雀	未雀一一年良永が道場坊第二代となる	宝満宮年譜	井本家記録	福岡県三池郡間村新開
朱鳥	朱鳥元年天武天皇より奉幣ありて	全国神社名鑑	一九七七	住吉大社社伝 大阪府大阪市住吉区
大化	大化二年久自国造物部氏の族立野鎮斎	茨城県神社誌	立野神社社伝	茨城県那珂郡緒川村漢音